

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年5月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで
④ 昭和48年1月から同年3月まで
⑤ 平成14年10月から15年6月まで

私は10代の頃から住み込みで働いていたところ、20歳になった時、勤務先の店主の妻が私の国民年金の加入手続きをしてくれたので、店に集金に来る銀行員に手帳と現金を渡し、保険料を納付していた。昭和40年6月に現在居住する市に転入してからは、市役所職員の集金により保険料を納付していた。50年4月に開業してから赤字が続き、53年度から保険料を払えなくなったことは承知しているが、それまでは滞りなく納付していたはずなので、申立期間が未加入期間及び未納期間とされていることに納得がいかない。

平成14年度については、その前年度と同様に全額免除申請をし、市役所から承認されたとの電話連絡を受けており、その後、納付書が届いた覚えも無いため、全額免除期間ではなく半額未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達当時、勤務先の店主の妻が申立人の国民年金加入手続きを行い、集金に来た銀行員に申立人自身が保険料を渡して納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年5月頃に払い出

されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、初めて加入手続きを行い、現在居住する市に転入した40年6月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、申立人は申立期間①当時は国民年金には未加入とされていたことになり、申立人の主張するように保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人が現在居住している市の国民年金電算記録でも、申立期間①は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無いほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間⑤について、全額免除申請を行い、市役所から承認の連絡が来たと述べているところ、保険料の全額免除は、被保険者、世帯主及び配偶者の所得のいずれもが認定基準に該当しなければ承認を受けられないが、申立人の所持する確定申告書から、申立人の所得は当時の全額免除の認定基準を下回っているものの、申立人の妻に支払ったとする専従者給与の金額がその基準を超えていることから、申立人の申請した全額免除は認められず、認定基準に該当する半額免除とされたことが推認できる上、オンライン記録によると、申立人は平成14年11月15日に免除申請を行った後、同月25日に納付書が作成された履歴があり、事務処理に不自然さは見られないほか、申立人が申立期間⑤について保険料の納付を全額免除され得る状況にあったことを示す関連資料や全額免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに申立人の保険料が全額免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立人は、昭和53年度以降は保険料を未納のままとしてしまったが、それまでの保険料については、申立期間②は当時同居していた申立人の母親が、申立期間③及び④は申立人自身が、集金員に定期的に納付していたと述べているところ、加入手続き後52年度までは、申立期間②、③及び④を除き、保険料の未納は無く、これら未納期間は合わせても12か月と短期間であり、申立人の在住する市の電算記録によると、申立期間前後の保険料は現年度中に納付されているほか、申立期間②、③及び④において、特に保険料の納付が困難であったことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、これら期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和45年2月から夫と同居しており、この頃から義母が私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月から申立人の夫と同居して、その夫の実家の家業を手伝っており、この頃から結婚後10年間ぐらいは、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料を含め、必要な支払いは申立人の義母が行ってくれていたと述べているところ、その主張のとおり、申立人に係る保険料の納付は同年1月から始まっており、以後、保険料が未納とされているのは申立期間のみで、かつ合わせても21か月と比較的短期間である。

また、申立人の義母及び夫は申立期間を含め保険料の未納は無いことから、申立人及びその夫の保険料を納付していたとする申立人の義母の保険料の納付意識の高さがうかがえるほか、申立人の義父も国民年金制度の発足当初に国民年金に加入し、保険料を完納しているなど、申立人の夫の家族の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったこともうかがえる。

さらに、申立期間当時の申立人の生活状況にも特に保険料納付が滞るような変化は無かったと考えられ、前後の期間の保険料は納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年12月31日まで
② 昭和43年12月31日から44年1月1日まで
③ 昭和44年1月1日から同年11月1日まで

申立期間①及び③について、A事業所での厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給料より低額であるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、年金事務所から厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所には継続して勤務しており、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和44年1月1日付けでA事業所の試験研究部門から同社の工場部門へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和43年11月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和44年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを43年12月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行わ

れ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び③の給与について、申立人は、「順次、上がっており、標準報酬月額よりも高かったと思う。」と主張しているものの、オンライン記録における申立人に係る申立期間①及び③の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の最高標準報酬等級であることが確認できる。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元役員に聴取したものの、申立期間①及び③当時の厚生年金保険の標準報酬月額の取扱いについての証言及び資料は得られなかった。

さらに、申立期間①及び③におけるA事業所に係る申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は確認できない。

このほか、申立期間①及び③に係る申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月19日及び19年12月19日は、6万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月19日
② 平成19年12月19日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、A事業所において、申立期間①及び②に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

しかし、保管していた賞与支給明細書に厚生年金保険料が控除されていた記録があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支給明細書により、申立人は、申立期間①及び②において6万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月19日及び19年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間における加入記録は確認できないとの回答を得た。厚生年金保険料を控除されていた給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和54年12月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は昭和55年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで申立人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人と同日に資格喪失している複数の元従業員も、資格喪失日以降も継続して勤務していた旨の証言をしていることから、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

事業主の所在も不明であるが、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

A事業所で勤務していた申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、給与支給明細表の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低額であることが分かったので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細表の保険料控除額から 59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで

私は、事業を始めた昭和 38 年 10 月から国民年金に加入し、自宅に来た集金人に保険料を納付した。集金人は、保険料を受け取るとカードに押印していたが、カードはその集金人が毎回持ち帰っていた。その後、市外へ転居し、平成 13 年に現住所地の市役所で当時の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていたことから調査してもらったが、納付記録は見付からなかった。やむを得ず年金を満額受給するため、任意加入して不足月数分の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月に国民年金に加入したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 11 月 28 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、35 年 10 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得したものと推認される。このため、加入手続まで、申立期間は未加入期間であったことになり、申立期間当時、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日も、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された年月日と一致している上、申立人及び申立人と一緒に加入手続を行ったとする申立人の妻も申立期間に係る年金手帳を所持していないことから判断しても、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していたとは推認し難い。

さらに、昭和 41 年 11 月とみられる加入手続の時点では、申立期間のうち

39年10月以降の保険料は時効到達前であったため、過年度納付することは可能であったが、申立人は申立期間の保険料について集金により納付していたとしており、期間を遡及して納付した記憶は無いとしていることから、上記時効到達前の期間について遡って保険料を納付したこともうかがえない。

加えて、申立期間後の転居先である町及び市の被保険者名簿でも、申立期間はいずれも未納期間と記録されており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 63 年 6 月まで

私は、確かな記憶は無いが、自営業を開始した昭和 39 年 1 月から 1、2 年間、国民年金保険料を納付した後、未納としていたが、市役所から、保険料 30 万円を納付すれば、過去 22、3 年にわたる未納期間をすべて納付済期間にするという内容の書面が送付されてきたため、信用金庫から借入をし、その書面を持参して、すぐに市役所の市民課で納付書により納付した。その後も保険料を納付していたと思うので、納付した記録が消えてしまっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の大半となる過去 20 年余りの未納期間に係る国民年金保険料として 30 万円を遡って納付したと述べているところ、これまで、制度上、20 年余りにもわたる期間の保険料を遡って納付できる方法は無かったことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、昭和 39 年 1 月から 1、2 年間、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、この頃の保険料の納付方法について具体的な記憶は無いとしているほか、申立人が当時納付したとする保険料月額 8,000 円は、この当時の実際の金額とは大きく乖離^{かいり}している。

さらに、国民年金制度が発足した昭和 36 年頃、申立人に対して、申立人が申立期間前に居住した町及び現在居住する市からそれぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられるが、上記同記号番号に基づく国民年金被保険者資格はいずれも取り消されたことが確認できることから、いずれの同記号番号でも保険料が納付されたことはうかがえず、申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないなど、オンライン記録上、申立人が国民

年金に未加入とされていることとの矛盾も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 1 日から同年 3 月 22 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所で昭和 61 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、当該事業所には同年 3 月 22 日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の申立人に係る「出勤表」から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A事業所の元事業主は、「申立人はA事業所の従業員であったが、当該事業所は破産により廃業しており、申立人に係る従業員名簿等の保存がないため、申立期間に申立人が在籍していたかどうかは分からない。」と回答している。

また、申立人に係る雇用保険の記録によれば、申立人はA事業所を昭和 61 年 1 月 31 日に離職し、申立期間中に雇用保険の基本手当を受給したことが確認できる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 61 年 2 月 7 日に、健康保険被保険者証が返還されていることが確認でき、B市に照会したところ、申立人は、同年同月から国民健康保険に加入しているとの回答を得た。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められるが、申立期間においてA事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 21 日から 54 年 3 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 59 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が自分の記憶している給与より低額であることが分かった。

A 事業所では 20 万円の固定給であり、B 事業所では 18 万円の固定給だったので、標準報酬月額を給料に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 事業所では毎月 20 万円の固定給で給与が支払われていた。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A 事業所の元事業主の妻から、「申立人の給与から社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合った厚生年金保険料額を控除していた。」との証言を得た。

さらに、申立期間①について、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B 事業所では毎月 18 万円の固定給で給与が支払われていた。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確

認することができない。

また、B事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正決定通知書及び昭和60年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額定時決定通知書から、申立人の昭和59年4月からの標準報酬月額が17万円で社会保険事務所に提出されていることが確認できる。また、昭和61年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額定時決定通知書から、申立人の昭和61年10月からの標準報酬月額は16万円で当該事務所に提出されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年頃
(A 事業所)
② 昭和 43 年 1 月頃から同年 7 月頃まで
(B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所又は F 事業所)
③ 昭和 44 年 4 月頃から同年 12 月頃まで
(B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所又は F 事業所)
④ 昭和 45 年 2 月頃から同年 6 月頃まで
(B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所又は F 事業所)
⑤ 昭和 45 年 7 月頃から同年 11 月頃まで
(B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所又は F 事業所)

社会保険事務所（当時）に年金記録の照会を行ったところ、過去に勤務していた事業所の年金記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間①はG市のA事業所、申立期間②から⑤までの期間は、B事業所、C事業所、D事業所、I市のE事業所又はF事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間①から⑤までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「G市にあったA事業所に勤務していた。」と述べているところ、オンライン記録によると、G市で確認できるA事業所は、

申立期間後の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、A 事業所の同僚について記憶しておらず、同僚を特定することができないため、申立人が、申立期間①において、当該事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

さらに、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該所在地を管轄する法務局でも、当該事業所の商業登記の記録は確認ができず、事業主とは連絡が取れないことから、申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、B 事業所、C 事業所、D 事業所、I 市の E 事業所又は F 事業所で J 職として勤務していたと主張しているが、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、いずれの期間においても同僚を特定することができないことから、申立人が B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所及び F 事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

B 事業所又は C 事業所について、申立期間②、③、④及び⑤当時、C 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、P 事業所（B 事業所が名称変更）に、申立期間②、③、④及び⑤当時の資料の保管状況、厚生年金保険の適用について照会したところ、「申立期間当時から、J 職の労務管理は L 事業所で行っており、当社では分からない。」との回答を得たことから、L 事業所に照会したところ、「申立期間当時の社会保険関連資料等を確認したが、現存する資料の中で、申立人の氏名は見当たらない。厚生年金保険の適用について、詳細は確認できないが、厚生年金保険に加入するのであれば、雇用保険にも加入させていた。」と回答している。なお、申立人の L 事業所における雇用保険の被保険者記録は、確認できない。

また、B 事業所及び L 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間②、③、④及び⑤において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

D 事業所について、申立期間②、③、④及び⑤当時の資料の保管状況、厚生年金保険の適用について照会したが、「資料が無いため、申立人の記録について確認できないが、申立期間当時から、入社したら全員、厚生年金保険に加入するわけではなく、本人の希望及び勤務形態に応じて決定している。申立期間②、③、④及び⑤当時においても、被保険者でない者から厚生年金保険料を控除したということはある得ない。」と回答している。

また、D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立期間②、③、④及び⑤において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

E 事業所及び F 事業所について、申立人が、E 事業所及び F 事業所があったと

記憶する I 市を管轄する年金事務所の事業所名簿では、E 事業所及び F 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該所在地を管轄する法務局でも、E 事業所及び F 事業所という名称の事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、K 会に照会したところ、「申立期間当時、N 県内で営業していたことが確認できる名称に「O」とつく事業所として、H 事業所が確認できる。」との回答を得たことから、M 事業所（H 事業所の後継事業所）に、申立期間②、③、④及び⑤当時の資料の保管状況、厚生年金保険の適用について照会したが、「H 事業所の頃に退職した者の記録は引き継いでいないため、資料は無い。H 事業所の厚生年金保険の適用については分からない。」との回答しか得ることができなかった。

さらに、H 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間②、③、④及び⑤において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、公共職業安定所に照会したものの、申立期間①、②、③、④及び⑤において、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月5日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所のB所に勤務していたのはA事業所回顧録より明白であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の回顧録において、申立人の氏名が記載されていること及び申立人の勤務状況の説明により、申立人はA事業所B所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、上述の回顧録よりB所はD国（当時）に設立されていることが確認できるところ、申立期間当時の厚生年金保険法に基づく通達（「外地法人に勤務するものの取扱」昭和19年7月4日付け保発第410号）により、厚生年金保険法が適用されるのは「内地」である現在のC国内であり、「外地」であるD国に設立されていたA事業所B所については、厚生年金保険法の適用が無かったことが確認できる。

また、適用事業所名簿を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所としてのA事業所B所は確認できず、内地にあった同社の出張所であるA事業所E出張所は、適用事業所として確認できる。しかし、A事業所E出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名を確認することができず、申立人と同様にA事業所の回顧録に記載されているA事業所B所の従業員の氏名も当該被保険者名簿において確認することができない。

さらに、上述のA事業所B所の従業員は、申立人と同じく申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 21 日から 63 年 8 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所で勤務していたことは確かであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所名簿及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所は、「当時の会社の主力業務はB部門だったが、申立人はC部門で働いていたようで、申立人の雇用形態までは分からないが、当社顧問の社会保険労務士に確認したところ、申立人が厚生年金保険の被保険者となっていた記録は無いとのことであり、申立人に係る厚生年金保険の届出は行っていなかったと思う。」と回答している。

さらに、複数の元同僚が、申立人と同じC部門で勤務していたとして氏名を挙げた者も、オンライン記録において、A事業所の厚生年金保険被保険者として氏名は見当たらず、当該事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を申請免除していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 38 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所のB営業所で勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時においてA事業所のB営業所長だったとする者に照会したところ、「A事業所のB営業所は、昭和 37 年の夏頃に立ち上げられ、自分が最初の営業所長として就任した。申立人は、自分が営業所長として就任した1か月後ぐらいに入社した。」と証言しており、申立人が申立期間の一部期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述のA事業所B営業所長だったとする者は、「A事業所は、入社しても一定期間は委託社員として扱い、委託社員は厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が同期入社だったとする複数の元同僚は、申立期間において、A事業所の厚生年金保険被保険者とはなっていないことが確認できる。

さらに、上述の元同僚の一人は、「自分は昭和 37 年 9 月頃、A事業所のB営業所に入社した。申立人は自分より先に入社していたが、自分の入社日との差は1か月も無かったと思う。」と証言しており、オンライン記録から、当該元同僚のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の取得日から1か月後の昭和 38 年 5 月 1 日であることが確認できる。なお、当該元同僚は、「入社してから厚生年金保険被保険者となるまで、給与から厚生年金保険料が引

かれていたかどうか記憶に無い。」と証言している。

加えて、C事業所（A事業所の後継事業所）は、「申立人に係る厚生年金保険の加入記録及び人事記録は見当たらなかった。」と回答しており、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、当該事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 16 年 3 月 17 日に健康保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 19 年 6 月 1 日にA事業所の厚生年金保険の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかし、申立期間当時の労働者年金保険の制度では、被保険者の範囲を男子の筋肉労働者に限定しており、申立人及び申立人が記憶する複数の同僚に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録では、健康保険被保険者資格取得時において、筋肉労働者のみを対象としていた労働者年金保険被保険者資格を取得したことが確認できないことを踏まえると、A事業所では、申立期間において、申立人及び同僚を筋肉労働者として取り扱っていなかったことがうかがわれる。なお、厚生年金保険料の徴収は、厚生年金保険法附則第 1 条及び第 3 条の規定により、昭和 19 年 10 月 1 日から開始されており、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、同法の適用準備期間であり、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 9 日から 49 年 10 月 2 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得た。申立期間は、A 事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立期間の一部に雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は申立期間にA事業所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 48 年 12 月 9 日に資格を喪失し、同年同月 19 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A事業所の申立期間当時の取締役は、「申立期間当時の資料は無いものの、厚生年金保険の被保険者でない者の給与から、保険料を控除することはない。」と証言している。

さらに、申立人が同様の仕事をしていたとしている複数の者も、オンライン記録において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月頃から 48 年 4 月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。入社の際に社長から年金に入っておいた方がいいと言われた。申立期間は厚生年金保険の加入期間だと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が所持する業務資料から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は昭和 48 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が記憶する同僚及び元事業主のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 48 年 6 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険被保険者となっていない上、当該元事業主は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1562 (事案 1245 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 4 日から 37 年 2 月 28 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金は受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同時期に入退社した同僚は脱退手当金の支給記録が無いとして、当該同僚の証言書を提出しており、当該同僚に聴取したが、申立人が脱退手当金を支給された記録になっていることはおかしいという主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月21日から34年9月22日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年12月25日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。